

「新型コロナウイルス感染症」の感染症法上の分類変更に伴う各種取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日以降、政府が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の位置づけを特段の事情が生じない限り、「5類感染症」に変更するとしたことで、新型コロナウイルス感染症が入院措置・勧告等の対象外となる方針が示されています。

このような状況を踏まえ、SOMPOひまわり生命保険株式会社（社長：大場 康弘、以下「当社」）は、宿泊施設・自宅での療養を入院とみなす特別措置（以下、「みなし入院」）や災害死亡保険金等の取扱いを以下のとおりとします。

1. 「みなし入院」の取扱い

（1）取扱い内容

政府方針のとおり「5類感染症」に変更された場合、変更日をもちまして約款上の「入院」とみなしてお支払対象としている「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日（月）以降も入院給付金等のご請求が可能です。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める「入院」の定義（※2）に該当する場合は、2023年5月8日（月）以降も変わらず入院給付金等のお支払い対象となります。

詳細は下表のとおりです。（○：お支払い対象、×：お支払い対象外）

| 治療・療養の場所 | | 臨時の施設（宿泊施設や自宅など） ＜「みなし入院」＞ | | 医療機関・診療所への入院 |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|
| 対象となる方 | | 重症化リスクの高い方（※1） | 左記以外の方 | 「入院」の定義に該当する方（※2） |
| 新型コロナウイルス感染症の診断日 （陽性判明日） | 2022年9月25日以前 | ○ | ○ | ○ 約款上の保障範囲のため、 変更はありません |
| | 2022年9月26日～ 2023年5月7日 | ○ | × | |
| | 2023年5月8日以降 | × | × | |

(※1) 重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方
- 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- 妊婦の方

(※2) 入院の定義は以下のとおりです。

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

(注) 2022年9月26日の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、2022年9月9日ニュースリリース「新型コロナウイルス感染症における入院給付金等のお支払いに関する特別措置の見直しについて」をご参照ください。

(<https://www.himawari-life.co.jp/-/media/himawari/files/company/news/2022/a-02-2022-09-09.pdf?la=ja-JP>)

(2) 今般の見直しの理由および背景等

政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26(月)以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなったため、当社では「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を「重症化リスクの高い方」(1. (1) (※1))としていました。

「5類感染症」への位置づけ変更に伴い、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象外となることから、2023年5月8日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合については「みなし入院」の特別措置を終了します。

2. 災害死亡保険金等および特別条件適用の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された場合、災害死亡保険金等および特別条件適用の約款上の取扱いが変更になります。

新型コロナウイルス感染症を原因として死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、対象の保険種類(※1)について、災害死亡保険金等をお支払いしています。今般、約款に規定する「対象となる感染症」の範囲外となるためお支払い対象外となります。

また、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合、保険金・給付金の削減支払や不担保などの特別条件(※2)が適用されているご契約については特別条件を適用せず保険金・給付金をお支払いしています。今般、約款に規定する「対象となる感染症」の範囲外となるため、特別条件が適用されます。

(※1)

| 対象の保険種類（主契約） | 対象の保険種類（特約） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">長期傷害保険無選択型終身保険初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険積立型終身保険5年ごと利差配当付積立型終身保険健康祝金付低解約返戻金型終身保険（無選択型） | <ul style="list-style-type: none">災害割増特約傷害特約新災害割増特約新傷害特約災害死亡特約 |

(※2)

- 保険金削減支払法
- 特定部位・指定疾病不担保法
- 特定高度障害不担保法 等

3. ご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS（マイハーシス）の療養証明書機能について、2023年5月7日（日）までに保健所に発生届出が行われている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。同年10月以降の利用については未定となっていることから、My HER-SYS（マイハーシス）の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

なお、今後政府方針に変更があった際には、改めて当社公式ウェブサイト等でお知らせいたします。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

